

議案第56号

静岡市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

静岡市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市道路の構造の技術的基準を定める条例（平成24年静岡市条例第88号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項中「の車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加え、同項ただし書中「第35条」を「第36条」に改める。

第6条第2項中「副道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第45条第4項中「第12条まで、第14条から第42条まで及び第43条第1項」を「第13条まで、第15条から第43条まで及び第44条第1項」に改め、同条を第46条とする。

第44条第5項中「第42条」を「第43条」に、「第13条」を「第14条」に改め、同条を第45条とする。

第43条第1項中「第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第15条第2項及び第3項、第18条から第25条まで、第26条第3項並びに第28条」を「第9条第3項、第10条、第11条第3項、第12条第2項及び第3項、第13条第3項及び第4項、第16条第2項及び第3項、第19条から第26条まで、第27条第3項並びに第29条」に改め、同条第2項中「第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第15条第2項及び第3項、第22条第1項、第24条第2項、第26条第3項」を「第9条第3項、第10条、第11条第3項、第12条第2項及び第3項、第13条第3項及び第4項、第16条第2項及び第3項、第23条第1項、第25条第2項、第27条第3項」に、「第45条第1項」を「第46条第1項」に改め、同条を第44条とする。

第42条中「第11条第3項、第12条第1項、第2項及び第4項、第15条第1項、第16条第1項、第19条、第20条、第21条第1項、第23条、第25条第2項、第26条第3項、第30条第3項、第33条並びに第35条」を「第11条第1項及び第2項、第12条第3項、第13条第1項、第2項及び第

4項、第16条第1項、第17条第1項、第20条、第21条、第22条第1項、第24条、第26条第2項、第27条第3項、第31条第3項、第34条並びに第36条」に改め、同条を第43条とする。

第41条中「第16条、第17条、第27条、第29条、第34条及び第38条」を「第17条、第18条、第28条、第30条、第35条及び第39条」に改め、同条を第42条とし、第34条から第40条までを1条ずつ繰り下げる。

第33条第3号中「車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加え、同条を第34条とし、第32条を第33条とする。

第31条第4項中「第16条、第18条、第19条、第21条から第23条まで、第25条及び第28条」を「第17条、第19条、第20条、第22条から第24条まで、第26条及び第29条」に改め、同条を第32条とし、第18条から第30条までを1条ずつ繰り下げる。

第17条ただし書中「第35条」を「第36条」に改め、同条を第18条とし、第13条から第16条までを1条ずつ繰り下げる。

第12条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加え、同条を第13条とする。

第11条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加え、同条を第12条とする。

第10条第1項中「又は第4種の道路」を「(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路(」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(」に改め、同条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条の次に次の1条を加える。

(自転車通行帯)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の

特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

- 4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の県道及び市道については、この条例による改正後の静岡市道路の構造の技術的基準を定める条例第9条並びに第11条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。